

滋賀県でのレッドマウス病の発生について

1 病気の概要

- ほとんど全てのサケ科の魚に感染する。
- 1950 年代にアメリカ合衆国のニジマスで最初に発生したとされ、その後、ヨーロッパ、中東、オセアニア、アフリカなど各地に広まったとされる。
- この病気は、持続的養殖生産確保法に基づきサケ科の魚の特定疾病※に指定されており、病気にかかった魚は必要な限度に応じて移動の制限や処分等のまん延防止措置を講じることとされている。
- 病気の名前は、口の周辺が赤くなる症状に由来。
- 仮に病気にかかった魚に触れたり、食べたりしても人体に影響はない。



レッドマウス病に感染したニジマス口腔内の赤変（水産防疫の対象疾病パンフレット：（公社）日本水産資源保護協会より）

2 国内における発生事例、扱い

- 日本の養魚場での発生は、平成 27 年に確認されたのが最初。
- 国内での初発生を受けて、国が本菌の調査を行ったところ、太平洋沿岸の東北地方から中国、四国地方まで広範囲に分布しているほか、河川や湖沼などにも分布していることが明らかとなっている。

3 醒井養鱒場での事象の経緯

- 醒井養鱒場のイワナ（0 歳魚）約 1 万尾が本年 5 月末にまとまって死亡したため、水産試験場が簡易検査を行ったところレッドマウス病の可能性が浮上。
- このため、（国研）水産研究・教育機構水産技術研究所へ確定診断を依頼したところ、6 月 20 日に陽性の連絡を受けた。
- 確定診断の結果を受け、醒井養鱒場で飼育しているイワナ 0 歳魚の全数（約 46 万尾）を処分する防疫措置を講じた。

4 対応状況

- 水産試験場において、他の池のマスにも感染していないか検査したところ、異常は見られなかった。
- 醒井養鱒場では、現在も目視調査を継続しているが、異常は認められておらず、引き続き防疫体制を徹底する措置を講じているところ。

※特定疾病：持続的養殖生産確保法において、「国内における発生が確認されておらず、又は国内の一部のみに発生している養殖水産動植物の伝染性疾病」であり、「まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがあるもの」を同法施行規則にて指定。